

その他栃木県の主な金融支援制度

(1) 生活支援制度

市町村災害援護資金原資貸付制度															
適応法制度等名	市町村災害援護資金原資貸付制度														
実施主体	県（費用負担 県3分の2 市町村3分の1）														
対象災害	自然災害（災害救助法が適用される場合を除く）														
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 概要 災害により、2に定める被害を受けた市町村が住民に対し貸付を行う場合、その原資の一部を無利子で貸付ける。</p> <p>2 貸付の対象となる市町村</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 全壊、全焼及び流失</td> <td>1 市町村あたり10世帯以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 半壊及び半焼</td> <td>1 市町村あたり20世帯以上</td> </tr> <tr> <td>(3) 床上浸水</td> <td>1 市町村あたり30世帯以上</td> </tr> </table> <p>(4) 知事が特に必要があると認めたもの</p> <p>3 貸付対象者 2の災害により被害を受けた世帯で、前年の所得（市町村民税における総所得金額）が、政令で定める額に満たない世帯とする。</p> <p>4 貸付限度額（単位：万円） 災害援護資金貸付金の場合と同様</p> <p>5 貸付の条件</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利率</td> <td>年3%（据置期間は無利子）</td> </tr> <tr> <td>(2) 据置期間</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>(3) 償還期限</td> <td>8年6月（据置期間を含む）</td> </tr> <tr> <td>(4) 償還方法</td> <td>年賦又は半年賦</td> </tr> </table>	(1) 全壊、全焼及び流失	1 市町村あたり10世帯以上	(2) 半壊及び半焼	1 市町村あたり20世帯以上	(3) 床上浸水	1 市町村あたり30世帯以上	(1) 利率	年3%（据置期間は無利子）	(2) 据置期間	6月	(3) 償還期限	8年6月（据置期間を含む）	(4) 償還方法	年賦又は半年賦
(1) 全壊、全焼及び流失	1 市町村あたり10世帯以上														
(2) 半壊及び半焼	1 市町村あたり20世帯以上														
(3) 床上浸水	1 市町村あたり30世帯以上														
(1) 利率	年3%（据置期間は無利子）														
(2) 据置期間	6月														
(3) 償還期限	8年6月（据置期間を含む）														
(4) 償還方法	年賦又は半年賦														
手続き期間	災害発生後速やかに														
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。														
所轄部局課室係名	県民生活部 消防防災課 危機管理・災害対策室														
生活福祉資金															
適応法制度等名	生活福祉資金貸付制度														
実施主体	栃木県社会福祉協議会														
対象災害	火災及び風水害等不慮の災害														
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 対象となる世帯 低所得世帯（生活保護法でいう最低生活費の概ね1.7倍以下の所得の世帯）</p> <p>※ 災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取扱うものである。</p> <p>2 貸付対象経費及び限度額 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費に対して150万円以内の貸付</p> <p>3 貸付の条件</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利子</td> <td>保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合1.5年%（据置期間を除く）</td> </tr> <tr> <td>(2) 償還期間等</td> <td>7年以内・元利均等・月賦、半年賦、年賦</td> </tr> <tr> <td>(3) 据置期間</td> <td>6月以内</td> </tr> </table> <p>4 その他の資金の貸付について 生業費、技能習得費、修学資金等の資金が必要と認められる場合には、併せて貸付を行う。</p>	(1) 利子	保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合1.5年%（据置期間を除く）	(2) 償還期間等	7年以内・元利均等・月賦、半年賦、年賦	(3) 据置期間	6月以内								
(1) 利子	保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合1.5年%（据置期間を除く）														
(2) 償還期間等	7年以内・元利均等・月賦、半年賦、年賦														
(3) 据置期間	6月以内														
備考	貸付金については、平成26年4月1日現在の額である。														
所轄部局課室係名	保健福祉部 保健福祉課 地域保健福祉担当														

災害復興住宅融資	
適応法制度等名	独立行政法人住宅金融支援機構法
実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
対象災害	・地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ・自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
制度の対象者 基準・条件等	1 対象者 ・自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 ・被災者自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者（被災者に貸すために建設、購入又は補修する場合を含む。） 2 融資内容 (1) 災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地取得又は整地に対する融資 (2) 災害復興住宅の新築購入及びこれに付随する土地取得に対する融資（リ・ユース購入を含む） (3) 災害復興住宅の補修及びこれに付随する整地又は移転に対する融資 3 融資金利 1. 2.8%（H26. 3. 19現在）
申込受付期間	「罹災証明書」に記載された「罹災日」から2年間（東日本大震災関係H28. 3. 31まで）
所轄部局課室係名	県土整備部 住宅課 企画支援担当

勤労者生活資金	
適応法制度等名	勤労者生活資金貸付制度
実施主体	県
対象災害	一般災害
制度の対象者 基準・条件等	1 貸付対象者 勤務年数が1年以上及び県内に1年以上居住する勤労者 2 貸付用途 貸付対象者又はその世帯員が災害のために必要となった資金 3 貸付限度額 100万円 4 貸付利率 年1.9% 5 償還方法 5年以内月賦均等償還（半年賦償還併用可） 6 取扱金融機関 中央労働金庫
	※ 無担保 ※ 保証人不要（ただし、日本労働者信用基金協会の保証を要す。 保証料 0.7% 又は 1.2%）
備考	貸付利率は平成26年4月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

## (2) 事業者支援制度

## 中小企業融資（罹災対策資金）

適応法制度等名	経営安定資金（基盤強化融資）制度
実施主体	県（金融機関が窓口）
対象災害	故意又は重過失によらない火災、地震又は風水害等
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 融資対象者 県内に1年以上事業所を有しかつ当該融資にかかる事業と同一事業を1年以上営んでいる中小企業者等</p> <p>2 資金の用途 罹災時の緊急運転資金及び災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金</p> <p>3 融資条件</p> <p>(1) 融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金 3,000万円</li> <li>・設備資金 5,000万円</li> </ul> <p>(2) 融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金 7年以内（内1年以内据置）</li> <li>・設備資金 7年以内（内1年以内据置）</li> </ul> <p>4 融資利率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任共有制度対象外 1.6% + 保証料率 0.50%～1.60%</li> <li>責任共有制度対象 1.8% + 保証料率 0.45%～1.40%</li> </ul> <p>5 手続等 市町村長等の罹災証明書が必要</p>
手続期間	金融機関が窓口となるため特になし
備考	利率は平成26年4月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 経営支援課 金融担当

## 天災融資制度（天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業）

適応法制度等名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法																																																																																																																																				
実施主体	市町村（費用負担 天災の都度定める）																																																																																																																																				
対象災害	政令で指定する災害																																																																																																																																				
制度の対象者 基準・条件等	<p>経営資金（災害後の再生産に必要な資金）</p> <p>1 借受資格者</p> <p>(1) 農業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。</p> <p>ア 天災による農産物等の減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、その者の平年における農業総収入額の10%以上であるもの。</p> <p>イ 天災による果樹等の流失等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の10%以上であるもの。</p> <p>(2) 漁業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。</p> <p>ア 天災による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の10%以上であるもの。</p> <p>イ 天災によりその所有する漁船等の沈没等による損失額が当該施設の被害時における価格の50%以上であるもの。</p> <p>2 貸付限度額、償還期間、貸付利息 天災の都度定める。</p> <p>(1) 貸付条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">貸付対象者</th> <th colspan="3">貸付限度額AかBの どちらか低い額</th> <th colspan="5">貸付利率別償還期限 (年以内)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">A (%)</th> <th colspan="2">B (万円)</th> <th colspan="2">年6.5%</th> <th colspan="2">年5.5%</th> <th rowspan="2">年 3%</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>新規</th> <th>重複</th> <th>新規</th> <th>重複</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">農業者</td> <td>果樹栽培者</td> <td>55</td> <td>500</td> <td>2,500</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>家畜等飼養者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> <td>6(7)</td> <td>6(7)</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般農業者</td> <td>45</td> <td>200</td> <td>2,000</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> <td>4(7)</td> <td>5(7)</td> <td>6(7)</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">開拓者</td> <td>果樹栽培者</td> <td>55</td> <td>500</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>家畜等飼養者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>一般開拓者</td> <td>45</td> <td>200</td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td>6(7)</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">漁業者</td> <td rowspan="2">漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>漁船建造取得資金</td> <td>80</td> <td>500</td> <td>2,500</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>									貸付対象者	貸付限度額AかBの どちらか低い額			貸付利率別償還期限 (年以内)					A (%)	B (万円)		年6.5%		年5.5%		年 3%	個人	法人	新規	重複	新規	重複	農業者	果樹栽培者	55	500	2,500	5	5	5	6	6	家畜等飼養者	80	600	2,500	6(7)	6(7)	7	7	7	一般農業者	45	200	2,000	3	4	5	6	6	60	250	2,000	4(7)	5(7)	6(7)	7	7	開拓者	果樹栽培者	55	500	2,500			5	6	6	家畜等飼養者	80	600	2,500			7	7	7	一般開拓者	45	200	2,000			5	6	6			60	250	2,000			6(7)	7	7	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6	80	5,000	5,000	4	5			7	漁船建造取得資金	80	500	2,500	5	5			6
貸付対象者	貸付限度額AかBの どちらか低い額			貸付利率別償還期限 (年以内)																																																																																																																																	
	A (%)	B (万円)		年6.5%		年5.5%		年 3%																																																																																																																													
		個人	法人	新規	重複	新規	重複																																																																																																																														
農業者	果樹栽培者	55	500	2,500	5	5	5	6	6																																																																																																																												
	家畜等飼養者	80	600	2,500	6(7)	6(7)	7	7	7																																																																																																																												
	一般農業者	45	200	2,000	3	4	5	6	6																																																																																																																												
		60	250	2,000	4(7)	5(7)	6(7)	7	7																																																																																																																												
	開拓者	果樹栽培者	55	500	2,500			5	6	6																																																																																																																											
		家畜等飼養者	80	600	2,500			7	7	7																																																																																																																											
		一般開拓者	45	200	2,000			5	6	6																																																																																																																											
			60	250	2,000			6(7)	7	7																																																																																																																											
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6																																																																																																																												
		80	5,000	5,000	4	5			7																																																																																																																												
	漁船建造取得資金	80	500	2,500	5	5			6																																																																																																																												

	80	600	2,500	6	6			7
水産動植物養殖資金	50	500	2,500	5	5	5	6	6
	60	600	2,500	6	6	7	7	7
一般漁業者	50	200	2,000	3	4	5	6	6
	60	250	2,000	4	5	6	7	7

(注)

- ア 各欄の上段は、天災融資法が適用された場合、下段は天災融資法に係る激甚災害法が適用された場合（貸付限度額及び償還期限の特例措置）
- イ Aは、市町村長の認定する損失額に対する割合
- ウ 牛又は馬を所有する被害農業者については、上記貸付限度額にさらに3万円（乳牛所有者については5万円）を加算した額を貸付限度額とする。
- エ 償還期限欄の（ ）は政令に掲げる果樹植栽資金として貸し付けられる場合の期限である。
- オ 「重複」とは、重複被害者のことで貸付限度額及び償還期限の特例が設けられている。
- カ 「果樹栽培者」とは、果樹栽培による収入額が、その者の平年における農業による総収入の100分の50以上であるか、又は果樹の栽培面積がその者の耕作の事業に供している農地の総面積の100分の40以上であり、かつ、市町村長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分が100分の50以上であるもの。
- キ 経営資金の各利率対象者  
「3.0%以内資金」  
特別被害農業者（特別被害地域内）  
特別被害漁業者（特別被害地域内）  
「5.5%以内資金」  
開拓者、損失額3割以上被害農漁業者  
「6.5%以内資金」  
その他の場合（果樹栽培者、家畜等飼養者、損失額1割以上被害農漁業者等）

(注1) 「特別被害地域」

旧市町村（又は大字）単位に  
特別被害農漁業者数／被害農漁業者数＝10／100以上で知事が農林水産大臣の承認を受けて指定する区域

(注2) 「特別被害農業者」

- 被害農業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの
- ①天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上であるもの
- ②天災による果樹、茶樹もしくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上であるもの

(注3) 「特別被害漁業者」

- 被害漁業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの
- ①天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の100分の50以上であるもの
- ②天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が被害時における価格の100分の70以上であるもの

3 融資機関  
農業協同組合等

手続き期間 天災の都度定める

所轄部局課室係名 農政部 経済流通課 農業金融担当

災害復旧支援資金（農業近代化資金）	
適応法制度等名	農業近代化資金融通法
実施主体	金融機関
対象災害	農業災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>（全般）</p> <p>1 貸付条件の変更 償還期限の延長（法定期間の範囲内）</p> <p>（災害復旧支援資金）</p> <p>1 借受資格者 市町長の認定を受けた農業者等</p> <p>2 資金使途 被災した施設・家畜等に対する再投資</p> <p>3 貸付限度額 18,000千円（知事特認で2億円）</p> <p>4 償還期限 7～20年（据置き 2～7年）</p> <p>5 貸付利率 災害発生時の基準金利に基づき設定</p> <p>6 その他 災害復旧及びそれに伴う生産施設等の整備拡充を行うことが想定されること</p>
手続き期間	災害の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当